

公共建築工事成績評定要領 作成指針について

国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課



はじめに

公共建築の品質確保は受注者や配置技術者の技術的能力に負うところが大きいことから、受注者としての適格性を有しない建設業者が排除され、技術力に優れた建設業者が適切に評価されることが重要となっています。

このような背景の中、平成17年4月の「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（平成17年法律第18号。以下「品確法」という）の施行以降、国土交通省においても、公共建築工事の品質確保の促進に関するさまざまな取り組みを進めてきました。

ここでは、以上のうち「公共建築工事における工事成績評定の標準化」に関する取り組みについて検討してきた内容を紹介します。



検討経緯

公共工事の品質確保を実現するためには、より良い仕事をした建設業者が評価され、伸びていける競争環境を実現することは必要であり、一連の入札・契約手続きにおいて、施工実績、工事成績等を重視することが重要です。

品確法に基づく基本方針において、工事成績評

定については、公正な評価を行うとともに、評定結果の発注者間の相互利用を促進するため、国と地方公共団体との連携により、事業の目的や工事特性を考慮した評価項目の標準化に努めることが謳われています（図－1）。

国土交通省官庁営繕部では、公共建築における工事成績評定の標準化を図るべく、中央官庁営繕担当課長会議の中で工事成績評定の標準化の検討を行い、また、国土交通省と各都道府県・政令市で構成する全国営繕主管課長会議における付託事項として、各公共機関との協力のもと工事成績評定の標準化について平成17年度から平成18年度末まで検討を行ってきました。

以上のような検討体制において、各機関の成績評定の実態を調査し、国の各機関および各地方公共団体において共通して利用することを目的とした「公共建築工事成績評定要領作成指針」をとりまとめました。



指針の構成

公共建築工事成績評定要領作成指針の構成は次のとおりとなっています。

- 公共建築工事成績評定要領作成指針
 - ・指針本文
 - ・別記様式第1 「工事成績採点表」

第1 (公共工事の品質確保の意義に関する事項)

第2 (公共工事の品質確保の促進のための施策に関する基本的な方針)

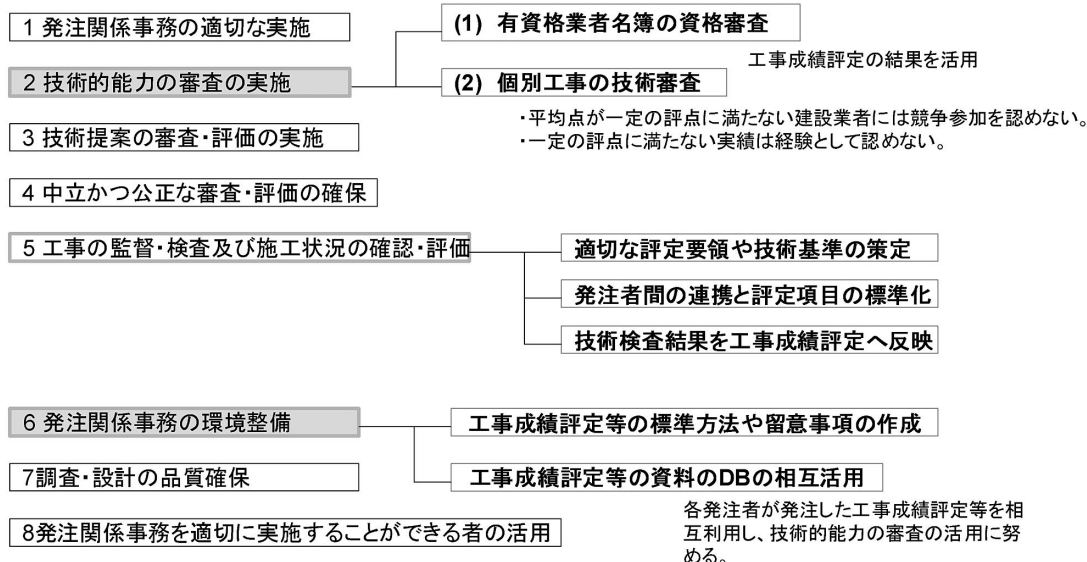


図-1 品確法と工事成績評定の関係

- ・別記様式第2 「細目別評定点採点表」(参考)
- ・別記様式第3 「工事成績評定表」(参考)
- ・別紙-1 「考査項目別運用表(公共建築工事)」
- ・別紙-2 「施工プロセスチェックリスト(公共建築工事)」

公共建築工事成績評定要領作成指針は、評定結果の相互利用を促進するため、各機関が工事成績評定要領を制定する際に必要な標準的な項目をまとめたものです。詳しくは国土交通省ホームページ <http://www.mlit.go.jp/gobuild/> を参照してください。

4

指針の内容

指針で定めた主な内容は表-1のとおりです。

本指針は、公共建築工事成績評定要領の標準的な項目および項目ごとの記載の考え方を定め、公共建築工事の成績評定の適切な実施に資することを目的としています。

また、考査項目別運用表については、各機関で共通に使用できるような内容としています。

5

おわりに

公共工事において不良・不適格業者が排除され、施工能力の優れた企業が伸びていける環境整備が必要となっております。

今後、本指針により、国の各機関、各地方公共団体において、標準化された工事成績評定要領を制定または改定が行われ、平成19年度以降速やかに運用が進められることによって評定結果を共通利用することが可能となり、より公平で透明性のある技術評価になっていくことが望まれます。

表－1 標準化を図った項目

項 目	項目説明	内 容
1. 評定の対象	評定する対象工事	①工事規模（金額）や工事内容により、各機関が定める。
2. 評定期間	評定する検査の種類および評定を複数回実施したときの合算方法	①完成検査以外の評定および合算方法は、各機関が定める。
3. 評定者	評定者およびその配点割合	①評定者は監督職員（主任および総括）と検査職員とし、配点割合はそれぞれ0.4, 0.2, 0.4とする。なお、監督職員が1名の場合は、1名で総括および主任の評定ができるものとする。 ②評定者は、工事中および完成時の施工状況の確認を行うことができる者とする。
4. 評定点	請負者に通知する評定点	①小数点第1位を四捨五入し、整数とする。 ②最低点は0点、最高点は100点とする。
5. 採点方法	評定点を採点する方法	①65点をベースとし、評価項目（細別）ごとに加減点する方法とする。
6. 評価項目	評価項目およびその配点	①7項目とし、配点は標準化した数値とする。
7. 細別評価項目	評価項目を構成する細別およびその配点	①13項目とし、配点は標準化した数値とする。 ②細別評価項目ごとのa～eの評価値は、標準化した数値とする。
8. 考査項目別運用表	細別評価項目ごとにa～eで評価を行うもの	①評価対象項目は、原則として、標準化した各評価項目を使用するものとする。ただし、各機関の工事内容等により該当しない項目は、削除できる。 ②a～eで評価する場合、細別評価項目ごとの該当率は、標準化した数値とする。 ③工事内容等により、新たな評価対象項目が必要な場合は、「その他」の欄に追加する。 ④「解説」の部分は、制定の対象としない。
9. 「施工プロセス」のチェックリスト	運用表の評価対象項目の一つで、工事中に監督職員が施工体制および施工状況のチェックを行うもの	①適用については、工事規模、工期等により各機関が定める。 ②チェック項目は、原則として、標準化した各項目を使用するものとする。ただし、各機関の工事内容等により該当しない項目は削除、また新たに必要な項目は追加できる。
10. 評定結果の通知	請負者への評定結果の通知	①請負者への評定結果を通知すること、通知の方法について定める。
11. 評定の修正	評定結果の修正	①修正を行う必要が生じた場合の取り扱いについて記載する。
12. 説明請求	評定結果の通知を受けた者が、説明請求をできること	①評定結果について説明請求を行えること、説明請求への回答方法について定める。
13. 再説明請求	回答を受けた者が、再度説明請求できること	①説明請求を再度行えること、回答は原則として第三者による委員会を設置して審議を行うものとする。

※項目の3～7については工事成績採点表を参照して下さい。

別記様式第1

平成〇〇年〇月〇〇日作成
〇〇〇〇〇〇(部署名を記入)

※1 65点+加減点合計(1+2+3+4+5+6)とする。

各評定点①～③)は小数第1位まで記入する。

※2 高度技術及び創意工夫の評定は工事全般を通して、特に優れた技術等を評価する項目とする。そのため、加減点評価のみとする。

※3 社会性等の評価では地域への貢献等の観点から、加減点評価のみとする。

※4 既済部分(中間)検査があった場合：(① 点×0.4+② 点×0.2+③ 点×0.2+④ 点×0.2)= 点 ※ただし、③(既済、中間)が2回以上の場合平均値

※5 法令遵守等は減点評価のみとし、評価は総括技術評価官(仮称)又は技術検査官(仮称)が完成検査時に行う。

※6 評定点合計は、四捨五入により整数とする。

※7 所見欄には評定結果の概要を記載する。

※8 各審査項目ごとの採点は、別紙ー1「審査項目別運用表(公共建築工事)(仮称)」によるものとする。

※9 この様式の形式は参考とし、内容は各機関の現状に合わせて変更しても良いものとする。ただし、考査項目、a～eの評価及び各配点、①～③の配点比率は必須事項とする。

(なお、技術評価官を1名以上か任命できない場合は、1名で総括技術評価官及び主任技術評価官の評定を行うものとする。)

原則として、総括技術評価官は主に総括的なプロセス評価を行える者、主任技術評価官は詳細なプロセス評価を行える者、技術検査官は検査職員として評価を行える者を充てるものとする。)